

厚生委員会報告資料

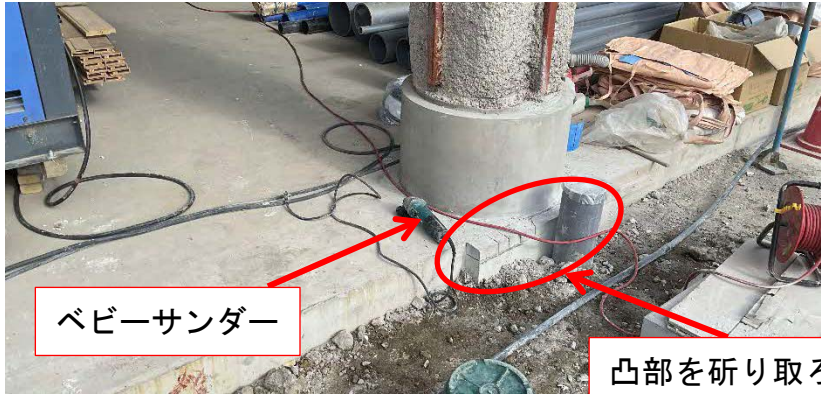
令和7年1月20日

報告事項件名	頁
1 「すこやかプラザ あだち」建設現場における事故（2件）について・・・	2
2 「足立区の『生きる支援』第二次自殺対策計画」策定スケジュールの 変更及び現行計画の期間延伸について・・・	4
3 HPVワクチンのキャッチアップ接種期間の延長について・・・	5
4 帯状疱疹ワクチンの定期接種化について・・・	7
5 「すこやかプラザ あだち」に移転する江北保健センターにおける 健康チェック機器の設置および60歳からの健康リスタート事業等の 開始について・・・	9

(衛 生 部)

厚生委員会報告資料

令和7年1月20日

件 名	「すこやかプラザ あだち」建設現場における事故（2件）について
所管部課	施設営繕部西部地区建設課、衛生部衛生管理課
内 容	区が発注している「すこやかプラザ あだち」において、2件の事故が発生したため、以下のとおり報告する。 1 作業員が作業中に負傷した事故について （1）事故概要 ア 発生日時 令和6年12月2日（月）9時30分頃 イ 工事件名 (仮称)江北健康づくりセンター新築工事 ウ 受注者 武家田・浅香建設共同企業体 エ 事故者 男性作業員（62歳）（第一次下請） 症状：ふくらはぎに切創（6針縫合）、4日間入院し、退院後職場復帰 （2）事故の状況 ア 事故者は、ベビーサンダーで1階床コンクリートを研る作業を行っていた。 イ 作業中、ベビーサンダーがコンクリートに弾かれ、事故者のふくらはぎにあたり、切創を負った。 ウ 事故者は、東京女子医科大学附属足立医療センターに搬送され、6針の縫合処置を受け、12月5日（木）午前中に退院した。 （3）事故現場状況写真  （4）問題点・今後の方針 事故防止用カバーを装備していなかったため、作業の安全対策を朝礼等で注意し、作業前に確認する。

2 現場前の歩道にて通行人が転倒した事故について

(1) 事故概要

- ア 発生日時 令和6年11月27日(水) 15時00分頃
イ 事故者 男性通行人(50～60歳)
症状：手首に痛み、病院を一回受診

(2) 事故の状況

- ア 事故者が現場搬出入ゲート前の歩道を自転車で通行中に転倒した。
- イ 事故者は、タイヤを洗う水で歩道に水たまりが出来たことが原因で転倒したと交通誘導員に主張したが、転倒したあなたが悪いと言われ、口論となる。
- 区職員が現場へ到着後、救急車と警察へ連絡。
- ウ 救急は、事故者の容態を確認し、救急搬送を行う必要はないとの判断であった。
- 警察は、関係者に事情聴取を行い、現場の状況を確認したあと、単独事故として処理されている。
- エ 11月30日に現場代理人が事故者の自宅を訪問し、誘導員の対応が悪かった点について、改めて謝罪を行った。

(3) 事故現場状況写真



(4) 問題点・今後の方針

- ア 現場誘導員の初期対応について、受注者に改善するよう指示を行った。
- イ 現場から水が流れていたことについては、場内で処理できるよう受注者に指示を行い、道路に水が出ないように改善した。
- ウ 事故に際し、歩道の管理状況確認のため施工者に自費工事施行承認書を提出させたところ承認期限が切れていたことも判明した。速やかに延長手続きを行うよう指導し、変更手続きを行った。

厚生委員会報告資料

令和7年1月20日

件名	「足立区の『生きる支援』第二次自殺対策計画」策定スケジュールの変更及び現行計画の期間延伸について									
所管部課名	衛生部こころとからだの健康づくり課									
内容	「足立区の『生きる支援』第二次自殺対策計画」について、令和6年度末の策定を目指し取り組んできたが、策定スケジュールを変更するため以下のとおり報告する。 1 「第二次自殺対策計画」策定スケジュールの変更 <table><tr><td></td><td>変更前</td><td>変更後</td></tr><tr><td>パブリックコメント開始</td><td>12月中</td><td>3月以降</td></tr><tr><td>計画策定</td><td>令和7年3月</td><td>令和7年7月以降</td></tr></table> 【策定スケジュール変更理由】 計画を策定するうえで必要な自殺対策に係る実態把握に時間を要しているため、上記のとおり変更する。 2 「第二次自殺対策計画」の作成状況 現在の全国的な傾向である児童・生徒の自殺者数が高止まりしている状況や、単身の中高年男性の自殺者数が多いという区の特徴、及び自殺対策戦略会議において、区と協定を結んでいるNPO法人ライフリンクから計画改定に向けた検討の提案があった項目を踏まえて設定した以下の6つの課題を重点施策として位置づけ、計画作成を進めている。 【重点施策（案）】 ① 子ども（18歳以下）の自殺対策の強化 ② 自殺未遂者支援（区と医療機関との連携強化） ③ コロナ禍で顕在化した困難を抱える女性への支援 ④ 区自殺者の約4割を占める「50歳以上の男性」への支援 ⑤ 重層的支援体制整備事業と自殺対策との連携に関する具体的な枠組づくり ⑥ 区の自殺状況の詳細な実態分析 3 現行計画の期間延伸 現行計画の期間は令和6年度末までとなっている。二次計画の策定スケジュール変更に伴い、現行計画の期間を二次計画策定まで延伸する。		変更前	変更後	パブリックコメント開始	12月中	3月以降	計画策定	令和7年3月	令和7年7月以降
	変更前	変更後								
パブリックコメント開始	12月中	3月以降								
計画策定	令和7年3月	令和7年7月以降								

厚生委員会報告資料

令和7年1月20日

件名	HPVワクチンのキャッチアップ接種期間の延長について
所管部課名	衛生部 保健予防課
内容	令和6年11月27日の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、HPVワクチンのキャッチアップ接種期間の延長について議論されたので報告する。 ※キャッチアップ接種とは HPVワクチン接種の個別勧奨が差し控えられていた間（H25年～R3年）に、定期接種の対象であった9学年（H9～H17年度生まれ）の中には、接種機会を逃した方がいる可能性があるため、令和4年度から令和7年度までの3年間、あらためて接種できるようにした制度。 1 国の方針（案） キャッチアップ接種については、この夏以降の需要の大幅な増加に伴う限定出荷の状況等を踏まえ、期間中に3回の接種を完了できないことが見込まれる方について、以下の対象要件を満たす場合は公費で接種を完了できるように取り扱う。 （1）対象者 ア キャッチアップ接種期間（令和4年4月1日～令和7年3月31日まで）に少なくとも1回以上接種をしている者。 イ これまで、キャッチアップ接種の期間中に定期接種の対象から外れる世代（高校1年生相当の女子）についても、順次キャッチアップ接種の対象者としていたことから、平成20年度生まれの女子（現在高校1年生相当）についても、令和7年3月31日までに少なくとも1回以上接種している者は対象とする。 （2）期間 対象の期間は最大で1年間とする。 2 今後の対応について （1）令和6年12月26日に特別区長会から国へ要望書が提出され、期間の延長にあたっては、「令和6年度内に1回接種済みの者を対象」という条件を付さないよう要望している。 （2）期間延長の正式決定後、<u>接種が完了していない方を対象に期間延長についての個別通知を行う。</u> （3）広報、ホームページへの掲載、区施設でのポスター掲示について、2月中を目途に行う。

- | | |
|--|--|
| | <p>(4) 医師会には感染症委員会、懇談会等で情報提供を行う。</p> <p>(5) 医療機関には正式決定後、予診票の取扱い等についての通知文を送付する。</p> |
|--|--|

厚生委員会報告資料

令和7年1月20日

件名	帯状疱疹ワクチンの定期接種化について
所管部課名	衛生部 保健予防課
内容	令和6年12月18日の予防接種基本方針部会において、帯状疱疹ワクチンの定期接種化についての方針が示されたので報告する。 1 国の方針（案） 帯状疱疹を予防接種法のB類疾病に位置付けることとし、定期接種の対象者等に関する具体的な規定については、以下のとおり。 （1）対象者 ア 65歳の者 イ 60歳以上65歳未満の者であって、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有する者として厚生労働省で定める者 ウ 65歳を超える者については、高齢者肺炎球菌ワクチンと同様、5年間の経過措置として、5歳年齢ごと（70、75、80、85、90、95、100歳）を位置付ける。 ※ 経過措置を行う場合、100歳以上の者については、定期接種開始初年度に限り全員を対象とする。 （2）用いるワクチン 乾燥弱毒生水痘ワクチン又は乾燥組換え帯状疱疹ワクチンのいずれか （3）定期接種化の開始時期 令和7年4月1日 （4）その他 ア 帯状疱疹にかかったことのある者も定期接種の対象とする。 イ 既にワクチンを接種済みの者は対象外とする。 ウ 定期接種の対象者が既に一部の接種を任意接種として行った場合は残りの接種を定期接種として扱う。 2 今後の対応について （1）令和7年4月1日開始を目途に定期接種の準備を進めていく。対象者は約37,000人（※）、接種率は高齢者の肺炎球菌ワクチンと同程度の25%を想定。 ※ 上記「（1）対象者」から既に任意接種でワクチンを接種済みの者を引いた人数 （2）費用助成については、国の予算措置や他区の動向を勘案し、助成額や予算計上時期が決まり次第報告する（1月中旬に決定予定）。

	(3) 国の動向を注視し、既に令和5年8月から任意予防接種として50歳以上の方を対象に補助事業を実施していることから、新たな情報があれば随時情報提供していく。
--	--

厚生委員会報告資料

令和7年1月20日

件 名	「すこやかプラザ あだち」に移転する江北保健センターにおける健康チェック機器の設置および60歳からの健康リスタート事業等の開始について		
所管部課名	衛生部足立保健所江北保健センター、衛生管理課、保健予防課、こころとからだの健康づくり課		
内 容	「すこやかプラザ あだち」に移転する江北保健センターにおいて、令和7年4月21日のオープンに合わせ、以下の事業を新たに開始する。		
	1 健康チェック機器の設置		
	(1) 目 的		
	糖尿病をはじめとした生活習慣病の予防や重症化を防ぐため、区民が気軽に健康チェックができる機会を提供し、生活習慣の見直し、受診の動機づけなどのきっかけとする。		
	(2) 対象者		
	区内在住、在勤の方		
	(3) 内 容		
	ア 設置場所		
	1 Fロビー		
	イ 設置日時と機器の種類		
【常 設】		① 日 時	年末年始を除く開庁日 9:00～16:30
		② 測定方法	自身で測定
【測定拡大日】		① 日 時	月曜日 9:30～11:30、13:30～15:30 (祝日・年末年始を除く)
		② 測定方法	常設以外の機器は専門職が測定を補助
【設置機器】			
No.	名 称	常 設	専門職による 測 定 拡 大 日
1	血圧計	●	●
2	脳年齢測定器	●	●
3	血管年齢測定器	●	●
4	体内糖化度(A G E s)測定	●	●
5	骨健康度測定器	●	●
6	ベジチェック	●	●
7	内臓脂肪計		●
8	体組成計		●
9	口腔内細菌観察器		●
10	口腔運動機能測定器		●
11	血圧脈波検査装置		●
12	ヘモグロビン量測定器		●
13	肌年齢測定器		●

2 60歳からの健康リスタート事業

(1) 目的

人生100年時代に向けて、今後さらに20年、30年を現役しながらに活躍できるようQOL(生活の質)を高めるために体験型の健康教室を実施する。

(2) 対象者

60歳の区民

(3) 教室開催日および定員

ア 教室開催日

年28回 【内訳】

時間帯	曜 日	回 数
日 中	平 日	毎月1回
	土曜日	毎月1回
夜 間	平 日	年 4回

イ 定 員

各教室25名、計700名

(4) カリキュラム

【日中バージョン】 定員 年600名 (月2回×定員25名)

2.5H	A班 13名	B班 12名
9:00~9:40	① 体内糖化度測定 ② 骨健康度測定 ③ ベジチェック ④ 口腔運動機能測定 ⑤ 口腔内細菌観察 ⑥ 歯間清掃体験	① 体組成計測定 ② 内臓脂肪測定 ③ 血圧脈波検査 ④ 測定結果見方
9:40~10:20	① 体組成計測定 ② 内臓脂肪測定 ③ 血圧脈波検査 ④ 測定結果見方	① 体内糖化度測定 ② 骨健康度測定 ③ ベジチェック ④ 口腔運動機能測定 ⑤ 口腔内細菌観察 ⑥ 歯間清掃体験
10:20~10:35	今後の健康づくり(保健)(栄養)	
10:35~11:25	栄養教室(調理実習あり)	
11:25~11:30	今後の案内・アンケート記入	

【夜間バージョン】 定員 年100名 (年4回×定員25名)

1.5H	A班 13名	B班 12名
18:30~19:00	① 口腔内細菌観察 ② 歯間清掃体験	① 体組成計測定 ② 内臓脂肪測定 ③ 測定結果見方
19:00~19:30	① 体組成計測定 ② 内臓脂肪測定 ③ 測定結果見方	① 口腔内細菌観察 ② 歯間清掃体験
19:30~19:40	今後の健康づくり(保健)(栄養)	
19:40~19:55	栄養教室(デモンストレーション・試食)	
19:55~20:00	今後の案内・アンケート記入	

(5) 申し込み方法

オンライン申請による申し込みを基本とし、電話での受付も行う。

(6) 周知方法

ア 個別通知

令和7年4月以降に60歳になる区民に対し、3月から四半期ごとに誕生月の1～3か月前の方へハガキにより個別通知

イ あだち広報等

あだち広報、ホームページ、SNS等で周知

ウ プレイベント

区内企業に従事する区民への周知策として、東京商工会議所足立支部向けにイベントとして臨時開催（令和7年4月11日開催予定）

(7) その他

教室開催日前でも空きがある場合は年齢条件を緩和する。

3 健康コンシェルジュについて

(1) 目的

健康相談を専任とする「健康コンシェルジュ」を置き、いつでも誰でも相談に応じるとともに、不妊や更年期などの初期相談にも応じられる体制を構築する。

(2) 設置場所および体制

ア 場 所

2F 事務室受付カウンター

イ 配置職員

保健師1名、助産師1名

(3) 業務内容

女性特有の健康相談だけでなく、疾病予防や健康づくりなど全世代の一般健康相談のほか、女性・カップルを対象にした将来の妊娠のための健康管理などプレコンセプションケアの初期相談に応じ、必要によって専門機関につなぐ。

ア 一般健康相談

【例】健診結果の見方、病気の予防、健康増進、育児、受診相談等

イ プレコンセプションケア

【例】不妊、妊娠・出産、妊娠前の健康管理、更年期の健康相談等

(4) 相談方法

常時の窓口相談のほか、電話、メール、オンラインの相談にも応じる。

ア 相談対象

保健センターの管轄を問わず区民全員を対象とする。

イ 予 約 制

相談は事前予約の方を優先とする。

ウ 相談時間

9:00～16:30